

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第5号）新旧対照表（第9条関係）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p><u>第六章 雑則（第五十五条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第55条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第55条・<u>第56条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>4 介護医療院の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の</p>	<p>規定整備</p>
<p><u>のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 介護医療院の設置者等は、介護医療院サービスを提供</p>	<p>参酌（基準省令第1条第2項第3号）</p>
<p><u>たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>4 介護医療院の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。<u>第44条第3項</u>において同じ。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。<u>第44条第3項</u>において同じ。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条例第2条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をい</p>	<p><u>するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>6 介護医療院の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。<u>第44条第5項</u>において同じ。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。<u>第44条第5項</u>において同じ。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条例第2条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をい</p>	<p>規定整備</p>

<p>(従業者の員数)</p>	<p>う。第44条第3項において同じ。)を行わなければならない。 (従業者の員数)</p>	<p>う。第44条第5項において同じ。)を行わなければならない。 (従業者の員数)</p>	
<p>第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p>	<p>従う (基準省令第1条第2項第1号)</p>
<p>一～五 (略)</p>	<p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(1)～(3) (現行のとおり)</p>	
<p>六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上</p>	<p>(4) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p>	<p>(4) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p>	
<p>七～九 (略)</p>	<p>(5)から(7)まで (略)</p>	<p>(5)から(7)まで (現行のとおり)</p>	
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (現行のとおり)</p>	
<p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護医療院(ユニット型介護医療院(第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)</u>にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	
<p>5～7 (略) (構造設備の基準)</p>	<p>5及び6 (略) (構造設備の基準)</p>	<p>5及び6 (現行のとおり) (構造設備の基準)</p>	
<p>第六条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p>	
<p>イ (略)</p>	<p>ア (略)</p>	<p>ア (現行のとおり)</p>	
<p>ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合で</p>	<p>イ 療養室等を2階又は地階に設ける場合であつて、</p>	<p>イ 療養室等を2階又は地階に設ける場合であつて、</p>	

<p>あって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第四十五条第四項において同じ。）又は消防署長と相談の上、<u>第三十二条第一項</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) <u>第三十二条第一項</u>の規定による訓練については、<u>同項</u>の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>二～八 (略)</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、<u>第32条</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第32条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、<u>第32条第1項</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第32条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (現行のとおり)</p> <p>(2)から(8)まで (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p>
<p>2 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 介護医療院の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 介護医療院の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>従う（基準省令第1条第2項第2号）</p>

<p>第十七条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(栄養管理)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7から12まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7から12まで (現行のとおり)</p> <p>(栄養管理)</p>	<p>参酌（基準省令第1条第2項第3号）</p>
<p>第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第20条の2 介護医療院の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>同上</p>
<p>第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第20条の3 介護医療院の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>同上</p>

<p>第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第三十五条<u>第一項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八</u> （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>第29条 介護医療院の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第35条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>第29条 介護医療院の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第35条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで （現行のとおり）</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(8)</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	
<p>第三十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第30条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 介護医療院の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第30条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 介護医療院の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 介護医療院の設置者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p>	
<p>第三十条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提</p>		<p>第30条の2 介護医療院の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービス</p>	<p>従う（基準省令第1条第2項第2号）</p>

<p>供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>		<p>2 介護医療院の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>3 介護医療院の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(非常災害対策) 第三十二条 (略)</p>	<p>(非常災害対策) 第32条 (略)</p>	<p>(非常災害対策) 第32条 (現行のとおり)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第2項第3号)</p>
<p>2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第三十三条 (略)</p>	<p>(新設) 第33条 (略)</p>	<p>2 介護医療院の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第33条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 介護医療院の設置者等は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 介護医療院の設置者等は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p>

<p>二 (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>	
<p>三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該介護医療院において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	
<p>四 (略)</p>	<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (現行のとおり)</p>	
<p>3 (略) (掲示)</p>	<p>4 (略) (掲示)</p>	<p>4 (現行のとおり) (掲示)</p>	
<p>第三十五条 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p>	<p>第35条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(新設) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>2 介護医療院の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第2項第3号)</p>
<p>第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一・二 (略) 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>第四十条 介護医療院の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>第四十条 介護医療院の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)及び(2) (現行のとおり) (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>従う (基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
<p>2～4 (略) (虐待の防止)</p>	<p>2から4まで (略) (新設)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり) (虐待の防止)</p>	
<p>第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければ</p>		<p>第40条の2 介護医療院の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければな</p>	<p>同上</p>

ばならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第42条 （略）

2 介護医療院の設置者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) （略）

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) から (7) まで （略）

(8) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録

らない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第42条 （現行のとおり）

2 介護医療院の設置者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) （現行のとおり）

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) から (7) まで （現行のとおり）

(8) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録

参酌（基準省令第1条第2項第3号）

※市独自基準

<p>(基本方針)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる記録 <u>その</u> <u>完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付（法第40条の介護給付をいう。第3号において同じ。）があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第8号に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第3号、<u>第4号及び第8号</u>に掲げる記録 <u>当該記録に係る介護給付（法第40条の介護給付をいう。）があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(削る。)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 ユニット型介護医療院の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の設置者等は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p> <p>参酌（基準省令第1条第2項第3号）</p>
---	---	--	--

<p>院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する<u>第三十二条第一項</u>の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) 第五十四条において準用する<u>第三十二条第一項</u>の規定による訓練については、<u>同項</u>の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する<u>第32条</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する<u>第32条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 ユニット型介護医療院の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する<u>第32条第1項</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する<u>第32条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (現行のとおり)</p> <p>(2)から(8)まで (現行のとおり)</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (現行のとおり)</p> <p>2から7まで (現行のとおり)</p> <p>8 ユニット型介護医療院の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>規定整備</p> <p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p>
--	---	---	--------------------------------------

<p>二・三 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>9 (現行のとおり)</p> <p>(運営規程)</p>	
<p>第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～七</p> <p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>九 (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第51条 ユニット型介護医療院の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第51条 ユニット型介護医療院の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(9) (現行のとおり)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第2項第3号)</p>
<p>第五十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第52条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第52条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 ユニット型介護医療院の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>5 ユニット型介護医療院の設置者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	

<p>(準用)</p> <p>第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで、<u>第三十条の二</u>及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。</p> <p>第六章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、<u>第十七条から第二十条</u>まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(新設)</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、<u>第十七条から第二十条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</p>	<p>第五十五条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</p>	<p>第五十五条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</p>	<p>参酌（基準省令第1条第2項第3号）</p>

<p>することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>		<p>をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
<p>2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による</p>		<p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。</p>	
<p>附 則</p>	<p>(委任)  第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。  附 則  (施設の基準に係る経過措置)  2 平成36年3月31日までの間に、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院</p>	<p>(委任)  第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。  附 則  (施設の基準に係る経過措置)  2 令和6年3月31日までの間に、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院</p>	<p>規定整備</p>

の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病

の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病

院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

5 平成36年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 平成36年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のもの

院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

5 令和6年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 令和6年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のもの

	<p>については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>7 <u>平成36年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</u></p>	<p>については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>7 <u>令和6年3月31日までの間に、介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</u></p>	
<p>第十一条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第七号ロ及び第四十五条第二項第五号のロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第2項第3号）</p>